

# 白根大通病院ホスピス入院費用ご案内

## 医療保険

平成20年4月1日現在

区 分		負担金 / 日	食事(1日につき)	1ヶ月(31日)あたりの負担金(約)
後期高齢者医療該当者 + 70歳以上の方	1割	1日 3,792円(限度額 44,400円)	780円	68,580円
	3割	1日 11,376円 (限度額 80,100円+(医療費 - 267,000円)×1%)	(1食260円)	376,836円
	低所得	1日 3,792円(限度額 24,600円)	630円 (1食210円) 1	44,130円
	低所得	1日 3,792円(限度額 15,000円)	300円 (1食100円)	24,300円

1 年間の医療機関への入院期間が、90日を超えると長期入院該当となり1食160円となる方もおります。

区 分	負担金 / 日	食事(1日につき)	1ヶ月(31日)あたりの負担金(約)
社会保険(本人・家族) : 3割	1日 11,376円	780円 (1食260円)	376,836円

区 分	負担金 / 日	食事(1日につき)	1ヶ月(31日)あたりの負担金(約)	
国民健康保険	1日 11,376円	本人・家族 3割	780円 (1食260円)	376,836円 2
		低所得	630円 (1食210円)	372,186円 2
		低所得	300円 (1食100円)	361,956円 2

2 ホスピスは、一般病棟に入院の場合と同様に、高額療養費制度を利用することができます。制度を利用された後の負担額は以下ようになります。

一 般  $80,100円 + (医療費 - 267,000円) \times 1\%$

12ヶ月間に4回以上該当した場合の4回目以降の限度額は 44,400円/月になります。

4回目以降 限度額44,400円 + 食事24,180円 = 約68,580円

低所得 限度額 24,600円/月 限度額24,600円 + 食事19,530円 = 約44,130円

低所得 限度額 15,000円/月 限度額15,000円 + 食事9,300円 = 約24,300円

区 分	負担金 / 日	食事(1日につき)	1ヶ月(31日)あたりの負担金(約)	
県単医療	一般	1日 1,200円	780円 (1食260円)	61,380円
	低所得	1日 1,200円	自己負担なし	37,200円
	低所得	1日 1,200円	自己負担なし	37,200円